

税務調査十カ条

1. 突然、税務職員が来ても対応できません。
突然の調査は断り
ましょう。



6. 伝票、帳簿などはもちろんパソコンの
データやメモ用紙一枚でも
承諾なしに持ち帰る
ことはできません。
コピーも同様です。



2. 税務署からの電話には、あわてずに用件
と氏名を聞き、すぐに
税理士に連絡
しましょう。



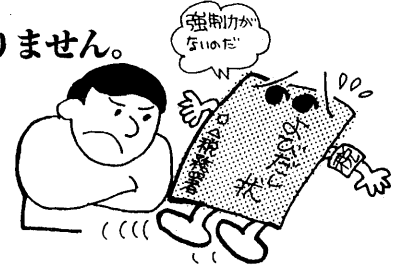
7. 税務職員は全体の奉仕者です。非常識な
言動はたしなめましょう。



3. 税務調査は任意調査です。納税者の明ら
かな承諾が
必要です。



8. 呼び出し、お尋ね文書には法律上の
強制力はありません。



4. 主張すべきことは主張し、即答できない
ことはよく調べてから答えましょう。



9. 取引先や銀行などへの承諾のない反面
調査は守秘義務に違反する上に
営業妨害です。
すぐに抗議しま
しょう。



5. 金庫・机の引き出し・パソコン等を
勝手に調べることは
できません。



10. 修正申告の勧奨は強制ではありません。



税務調査十カ条 参考条文等と補足説明

1 突然、税務署員が来てでも対応できません。突然の調査は断りましょう。

憲法 31 条 誰であろうとも法律の定める手続きを経なければ、自由を奪われない。

税務調査の適正な手続き（事前通知）を経ない突然の訪問は業務妨害となりかねません。納税者の承諾のない税務調査はできません。はっきり断りましょう。

国通 74 条の 9 税務署長等は、実地の調査においてあらかじめ、当該納税義務者に対し、その旨その他事項を通知するものとする。

事務運営指針 第 2 章 3 (1) (身分証明書等の携帯等)

実地の調査を実施する場合には、身分証明書及び質問検査章を必ず携帯し、質問検査等の相手方となる者に提示して調査のために往訪した旨を明らかにした上で、調査に対する理解と協力を得て質問検査等を行う。

原則として税務調査は事前通知が義務付けられています。ではなぜ当然受けられる事前通知がなされなかったのでしょうか。事前通知の例外として国通 74 条の 10 に「税額等の把握を困難にするおそれ、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、事前通知を要しない」との規定があります。事前通知がなく突然税務署員が訪れた場合、どのような理由でこの例外規定に該当したのか問いたずさ判断があります。税務署長等の恣意的判断で事前手続きは省略できません。調査に先立って事前通知を受けることは納税者の権利です。

2 税務署からの電話には、あわてずに用件と氏名を聞き、すぐに税理士に連絡しましょう。

国通 74 条の 9 税務署長等は、国税職員に納税義務者に対し実地の調査を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者、税務代理人に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

1. 質問検査等を行う実地の調査を開始する日時
2. 調査を行う場所
3. 調査の目的
4. 調査の対象となる税目
5. 調査の対象となる期間
6. 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
7. その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

事務運営指針 第 2 章 2 (1) (事前通知の実施)

納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕において、電話等により、法第 74 条の 9 第 1 項に基づき、実地の

調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第 30 条の 4 に規定する事項を事前通知する。

事前通知のうち、特に調査の対象となる帳簿書類その他の物件の確認は重要です。ここで通知のあった帳簿書類等は後の税務調査時の提示・提出の対象物となるものです。どのような帳簿書類が準備すべき帳簿等に該当するのか具体的に確認しましょう。

また聞き取りには時間も要し、聞き間違いも生じます。書面での通知をするように要請しましょう。

3 税務調査は任意調査です。納税者の明らかな承諾が必要です。

事務運営指針 第 1 章 (基本的考え方)

調査がその公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識した上で、法令に定められた調査手続を遵守し、適正かつ公平な課税の実現を図るよう努める。

一般の税務調査は「任意調査」であり、納税者の承諾と協力が前提であることに変わりはありません。

4 主張すべきことは主張し、即答できないことはよく調べてから答えましょう。

事務運営指針 第 1 章 (基本的考え方)

調査の実施に当たっては、今般の法改正の趣旨を踏まえ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」との国税庁の使命を適切に実施する観点から、調査がその公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識した上で、法令に定められた調査手続を遵守し、適正かつ公平な課税の実現を図るよう努める。

申告納税制度のもとで納税者は自らの計算で決算を行い、納付税額を算出しています。過去に行った申告では記憶があいまいなものや計算の根拠となった資料の点検をすべきものもあります。税務職員の質問にもその場しのぎの即答をせず十分に確認をしてから自信を持って回答しましょう。

5 金庫・机の引き出し・パソコン等を勝手に調べることはできません。

事務運営指針 第 2 章 3 (4) 帳簿書類その他の物件の提示・提出の求め

調査について必要がある場合において、質問検査等の相手方となる者に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の提示・提出を求めるときは、質問検査等の相手方となる者の理解と協力の下、その承諾を得て行う。

申告納税制度のもとで税務調査は納税者がリードする必要があります。言

われたものを従順に出すのではなく、何のために必要なか聞き、対応するものを自ら判断し提示しましょう。金庫や引き出し内は論外ですし、パソコン内の資料も必要なものは打ち出しておきましょう。

国通 74 条の 9 1 項 6 号 (事前通知すべき事項 調査の対象となる帳簿書類その他の物件)

調査の対象となる物件は、事前通知の時点でお互いに確認をしています。それら以外の物件を調査することはできません。納税者の承諾なしに他の物件を調査した場合は違法行為に当たります。

6 伝票・帳簿などはもちろん、パソコンのデータやメモ用紙 1 枚でも承諾なしに持ち帰ることはできません。コピーも同様です。

事務運営指針 第 2 章 3 (5) 提出を受けた帳簿書類等の留置き

やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留置きが合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し、帳簿書類等を提出した者の理解と協力の下、その承諾を得て実施する。

税務調査は現場で完結させるのが基本です。なぜ持ち帰る「必要がある」のか納得のいく説明を求めましょう。納税者の所有物を公的機関が持ちかえることは異常なことですし、紛失等トラブルの元にもなりますからはっきり断りましょう。

7 税務署員は全体の奉仕者です。非常識な言動はたしなめましょう。

憲法 99 条 公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

国家公務員法第 96 条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務する。

税務職員の後には処罰権や徴収権を持つ国家権力が存在します。税務職員はそれを意識するかどうかを別にして税務調査の現場でも知らず知らずのうちに強権的な態度に出てくる場合があります。威圧的な言動は公正な税務調査の妨げになります。公務員の資質向上のためにも指導的に論じましょう。

8 呼び出し、お尋ね文書には法律上の強制力はありません。

事務運営指針 第 2 章 (基本的な事務手続及び留意事項)

1 調査と行政指導の区分の明示
納税義務者等に対し調査又は行政指導に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それぞれの行為を法令等に基づき適正に行う。

行政手続法 (行政指導の一般原則)

第 32 条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第 35 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

呼び出し文書やお尋ねなどの文書は、行政指導に基づくものです。納税者の協力による任意提出文書であり、強制力のあるものではありません。

これらの文書は行政指導文書であることを明記する必要があり、その確認も必要です。行政指導文書を未提出の場合には、調査に移行するような記述はできません。

9 取引先や銀行などへの承諾のない反面調査は守秘義務に違反する上に営業妨害です。すぐに抗議しましょう。

事務運営指針 第 2 章 3 (6) 反面調査の実施

取引先等に対する反面調査の実施に当たっては、その必要性と反面調査先への事前連絡の適否を十分検討する。(注) 反面調査の実施に当たっては、反面調査である旨を取引先等に明示した上で実施することに留意する。

納税者の承諾もないのに、取引先の調査を行うことは、取引先との信頼関係を損ないかねません。すぐに調査を中止するよう抗議しましょう。また、反面調査先についても事前通知は税務署の都合で省略することはできません。

10 修正申告の勧奨は強制ではありません。

事務運営指針 第 2 章 4 (3) 修正申告等の勧奨

納税義務者に対し、更正決定等をすべきと認められる非違の内容を説明した場合には、原則として修正申告又は期限後申告（以下「修正申告等」という。）を勧奨することとする。

税務署が修正申告を勧告するのは、課税処分をする場合に、根拠となる資料収集や理由付記に伴う事務の煩雑さを回避するためです。更正・決定による方法を避け、修正申告を慫慂し修正申告を勧める背景は、税務署が事務負担を軽減し、納税者の権利よりも事務の効率化を優先していることの現われです。納税者は主権者として勧奨に惑わされず自分の判断で修正申告するかどうかを決定しましょう。